第三十三号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十五条の十二関係)

申告区分	取得原因	課税区分
1. 新規取得(新車)　2. 新規取得(中古車)　3. 移転 4. 転入　5. 転出　6. 抹消 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他(　　)	1. 売買　2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他(　　)	1. 課税　2. 非課税　3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下　6. 商品車 7. その他(　　)

軽自動車税(環境性能割)申告書(報告書)

市町村長　殿

次のとおり申告(報告)します。　　令和　　年　　月　　日

車両番号

運輸支局等　車種区分　かな　番号

(右詰で記入)　(右詰で記入)

旧車両番号

運輸支局等　車種区分　かな　番号

取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月
年号 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月　日	年号 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月

用途

01. 乗用車　02. トラック(貨物)　09. 特種用途自動車(　　)　10. その他(　　)

種別	営・自区分	車体の形状	車名(通称名)	型式
2. 小型 4. 軽	1. 営業用 2. 自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
人(　人)	kg(　kg)	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	1 kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他(　)

車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場　※(　)内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
令和　年　月　日		

納税(申告・報告)義務者

住所又は所在地	〒□□□-□□□□(都道府県、市町村名、番地まで記入) (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)
(フリガナ) 氏名又は名称	
生年月日	年号 □ 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和　年　月　日
電話番号	(左詰で記入)

所有者

住所又は所在地	
(フリガナ) 氏名又は名称	

使用者

住所又は所在地	
(フリガナ) 氏名又は名称	

旧所有者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

旧使用者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

環境性能割

通常の取得価額

車両本体		000円
付加物		000円
付加物の内訳	(品名)	(価額) 円
課税標準額		000円
税額 □.□□ ／100		00円
税率区分	記載要領14を参照	

燃費	変速装置	構造
km／1	AT・MT	A・B

取得前の用途	所有形態
1. 営業用　2. 自家用 3. その他(　)　年	1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車 5. 譲渡担保　6. その他(　)

申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	(　)

※この欄には記入しないこと。

第33号の4様式記載要領

1　この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

2　「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。

また、「申告区分」の欄で「7．変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、(　)内の該当項目を○で囲むこと。

3　「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7．その他」を選択し(　)内にその詳細を記入すること。

4　「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

5　「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。

また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。

6　「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

7　「用途」の欄で「09．特種用途自動車」又は「10．その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、(　)内にその詳細を記入すること。

8　「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

9　「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、(　)内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

10　「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11　「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。

また、「3．その他」に該当する場合には、(　)内にその詳細を記入すること。

12　「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。

13　「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

14　「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75％達成」は「H22年度燃費基準＋62％達成」に、「R12年度燃費基準60％達成」は「H22年度燃費基準＋30％達成」に、「R12年度燃費基準55％達成」は「H22年度燃費基準＋19％達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準＋50％達成」に、「H27年度燃費基準＋25％達成」は「H22年度燃費基準＋57％達成」に、「H27年度燃費基準＋20％達成」は「H22年度燃費基準＋50％達成」に、「H27年度燃費基準＋15％達成」は「H22年度燃費基準＋44％達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75％達成」は「R2年度燃費基準109％達成」に、「R12年度燃費基準60％達成」は、「R2年度燃費基準87％達成」に、「R12年度燃費基準55％達成」は「R2年度燃費基準80％達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

01．★★★★かつR12年度燃費基準75％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(非課税)

02．★★★★かつR12年度燃費基準60％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用：非課税、営業用：0.5／100)(R3．12．31まで)

03．★★★★かつR12年度燃費基準55％達成ガソリン車(自家用：1／100、営業用：1／100)(R3．12．31まで)

04．01～03に該当しないガソリン車(自家用：1／100、営業用：2／100)(R3．12．31まで)

05．★★★★かつR12年度燃費基準60％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用：1／100、営業用：0.5／100)(R4．1．1以降)

06．★★★★かつR12年度燃費基準55％達成ガソリン車(自家用：2／100、営業用：1／100)(R4．1．1以降)

07．01、05及び06に該当しないガソリン車(自家用：2／100、営業用：2／100)(R4．1．1以降)

【2.5t以下トラック】

08．★★★★かつH27年度燃費基準＋25％達成ガソリン車(非課税)

09．★★★★かつH27年度燃費基準＋20％達成ガソリン車(自家用：1／100、営業用：0.5／100)

10．★★★★かつH27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車(自家用：2／100、営業用：1／100)

11．08～10に該当しないもの(2／100)

【その他の軽自動車】

12．電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減)(非課税)

13．01～12に該当しないもの(2／100)

15　上記14の01～11のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。

(い)　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

(ろ)　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

(は)　運転室の前方に原動機を有するものであること。